



9月20日～26日は 動物愛護週間です



「動物の愛護及び管理に関する法律」では、命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての关心と理解を深めることを目的として、毎年9月20日から26日までを「動物愛護週間」と定めています。

この機会に、身近にいる動物の愛護と適正な飼い方、人間と動物がより良く暮らせる方法について考えてみませんか？

飼い主は
動物の命に
責任を持とう！

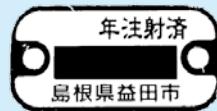
ペットは、飼い主以外に頼る人はいません。動物にも私たちと同じ命があり、心があります。飼い始めたときの喜びを思い出して、動物がその命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養（しゅうせいしよう）」に努めましょう。また、飼い主を信じて生きるペットの気持ちを大切にし、ペットを飼う前に、飼ってからのことによく考えましょう。



犬の飼育について

■狂犬病予防接種を受けましょう

狂犬病予防法により、毎年1回（接種期間：4月～6月）の狂犬病予防注射が義務付けられています。市の集合注射または動物病院で接種することができます。接種後には、注射済票を装着しましょう。



■放し飼いはやめましょう

犬の放し飼いは、県の条例により禁止されています。



猫の飼育について

■屋内で飼いましょう

外飼いの場合、飼い主の知らないところでご近所に迷惑をかけてしまうことがあります。さらに、不妊・去勢手術をしていなければ、望まない繁殖をしてしまいます。飼い猫の健康・安全を守るため、また、ご近所トラブルを防ぐため、猫は屋内で飼うように努めましょう。

■所有者明示をしましょう

首輪に迷子札を付け、飼い主が分かるようにしましょう。

動物への思いは
さまざまです。



市には、犬や猫などに関する苦情が寄せられることがあります。地域には、犬や猫が好きな人、苦手な人、関心がない人などさまざまな方が暮らしています。いろいろな考え方の人がいる中で、動物の健康や安全を守り、人も動物も安心して暮らすことができるよう、皆さんのが理解と協力を願います。

■散歩のマナー

犬の運動・散歩のときは、ビニール袋や汚れを落とすための水等を持参し、フンの後始末をしましょう。動物が苦手な方もいます。犬の予期せぬ行動に対応できるよう、必ずリード（引き綱）をつけましょう。



■所有者明示をしましょう

突然の災害や万が一の脱走に備えて、日頃から鑑札や迷子札、マイクロチップなどを装着し、飼い主が分かるようにしましょう。



飼い主のいない猫について

■無責任なエサやりはやめましょう

野良猫にエサを与えるだけでは、飼い主のいない猫を増やすことになってしまいます。増えすぎた猫は、鳴き声やフン尿などにより環境侵害を起こします。また、栄養不足や交通事故などで、子猫が命を落としているかもしれません。

エサを与えるのであれば、飼い猫として迎え、責任をもって飼いましょう。自分で飼うことが難しい場合は、新しい飼い主を探しましょう。責任が持てないのであれば、人の手を加えず見守りましょう。

地域住民が主体となって、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を施すなどの適切な管理を行い、地域で見守っていく「地域猫活動」という方法もあります。

【問い合わせ先】市環境衛生課 ☎ 31-0201



ペットと暮らすために必要なこと

「かわいいから」「動物が好きだから」

という理由だけで動物を飼い始めてよいのでしょうか・・・？

ペットを家族の一員にしたいと考えている方に、知つておいてほしいことがあります。

ペットを飼う前に考えること (チェックしてみましょう)

住居はペットを飼える環境ですか？

アパートなどの賃貸ではペット不可の場合があります。



家族みんながペットを飼うことに賛成していますか？

家族全員で協力しなければ、十分なお世話ができないことがあります。



家族に動物アレルギーの人はいませんか？

飼いたいペットの大きさや特性などは、あなたの生活環境に合っていますか？

犬によっては力が強く、飼い主が制御できない場合は予期せぬ事故（咬傷事故や交通事故）が起きてしまうことがあります。また、猫の場合は、爪とぎにより家財を傷つけてしまうことがあります。



毎日欠かさずペットの世話ができますか？

ペットが寿命を迎えるまで飼い続けることができますか？

犬や猫は平均15年くらい寿命があり、飼い主も同じだけ年をとっていきます。例えるなら、幼稚園に通っていた子どもが成人するくらいまで長生きします。高齢になったペットは、介護や病気の治療が必要になることがあります。

ペットを飼えなくなってしまった時、どうするかを考えていますか？

飼い主の都合（入院や施設入所、引っ越しなど）でペットを飼えなくなった時に備え、一時預かり先や譲渡先を見つけておきましょう。



災害が起きた時、ペットの命を守る方法は考えていますか？

ペットとの同行避難や避難先での生活のことを考えておきましょう。

周囲の人々への配慮ができますか？

ペットの糞尿や鳴き声で近隣に迷惑をかけないようにしなければなりません。

参考：環境省パンフレット「飼う前も、飼ってからも考えよう」

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2708a.html

Q. 犬・猫を飼うのに、1年間でどのくらいの費用がかかるのでしょうか？

A. 1年間にかかる費用は、犬が338,623円、猫が169,281円という調査結果があります。

出典：アニコム損害保険株式会社ホームページ (<https://www.anicom-sompo.co.jp/>)



ペットを飼う前に知つておかなければならぬことがたくさんあるんだね。
そのほかに知つておかないといけないことは何かあるのかな？

ここでは書ききれませんが、ペットを飼ってから考えることやしなければならないことは、たくさんあります。9月27日(金)～10月2日(水)に開催する「動物愛護啓発展」で展示していますので、ぜひお越しください！



★ 「動物愛護啓発展」については、5ページをご覧ください。



令和6年度 動物愛護週間事業

令和6年度 動物愛護啓発展

期 間：9月27日(金)～10月2日(水)

場 所：キヌヤ益田ショッピングセンター
2階 催事場



内 容

◎動物愛護啓発パネル展示

- ・島根県の動物データ
- ・動物を飼う前や飼ってから
考えてほしいこと
- ・災害への備え
- ・動物の遺棄、虐待防止
- ・人と動物に共通した感染症 など

◎譲渡動物の写真展示

保健所から譲渡された動物は、いまどうしているの？

◎動物に関するアンケート

皆さんのご意見をお聞かせください！

※お答えいただいた方には粗品をプレゼントします！

主催：島根県益田保健所／協力：県内動物愛護ボランティア

【問い合わせ先】島根県益田保健所 衛生指導課 ☎ 31-9557

